

尾張旭市選挙管理委員会（平成29年第3回）会議録

- 1 開催日時  
平成29年9月1日（金）  
開会 午前10時  
閉会 午前11時10分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所 2階 201会議室
- 3 出席委員  
委員長 玉置民夫  
委員 日比野美次、森賀則、加藤隆広
- 4 欠席委員  
なし
- 5 傍聴者数  
0名
- 6 出席した事務局職員  
書記長 大内裕之、次長兼係長 矢野嘉通、書記 永谷尚子、三浦一輝
- 7 議題  
第9号議案 選挙人名簿の登録について  
第10号議案 選挙人名簿の登録の抹消について  
第11号議案 在外選挙人名簿の登録について  
第12号議案 在外選挙人名簿の登録の抹消について  
第13号議案 裁判員候補者の予定者の選定について  
第14号議案 検察審査員候補者の予定者の選定について  
第15号議案 尾張旭市公職選挙管理規程の一部改正について  
第16号議案 尾張旭市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場に関する規程の一部改正について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから第3回選挙管理委員会を開催いたします。  本日は、9月の定時登録、在外選挙人名簿、裁判員、検察審査員の予定者の選定関係及び規程改正関係の議案、計8件でございます。
-----	--

	<p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、委員長お願いいたします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「前回会議録について」でございます。前回の会議録につきまして、議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>それでは前回の会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議題」に入らせていただきます。</p> <p>まず9月の定時登録に関する第9号議案、第10号議案でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第9号議案、第10号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第9号議案の「選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第22条第1項の規定により、登録月の1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有するかたを同日に登録しなければならないとされており、本日は9月の定時登録を行おうとするものでございます。</p> <p>それでは、議案をはねていただきまして、「平成29年9月</p>

1日定時登録業務」をご覧ください。今回の登録は、6月1日に行いました定時登録以降の該当者について行うものでございます。

まず、被登録資格につきましては、同法第21条により、年齢要件として、年齢満18年以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されているかたとなっております。

このため、今回新規に登録されるかたは、年齢要件としましては、平成11年6月3日から平成11年9月2日までの出生者、住所要件としましては、平成29年3月2日から平成29年6月1日までの転入者ということになります。

次に第10号議案の「選挙人名簿の登録の抹消について」でございませう。公職選挙法第28条の規定により、選挙人名簿の登録者について抹消しなければならない事由に該当するに至ったかたを、名簿から抹消するものでございませう。

今回の抹消は、6月1日の登録の抹消以降の該当者について行うものでございませう。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったとき及び市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。

このため、今回抹消されるかたは、平成29年6月1日から平成29年8月31日までの死亡者又は国籍喪失者と、平成29年2月1日から平成29年4月30日までの市外への転出者でございませう。

次に、本日配布させていただいた定時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。

また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。

第9号議案及び第10号議案の説明については以上でございませう。

	<p>います。</p> <p>それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので、ご確認をお願いいたします。</p>
	<p>(名簿確認)</p>
委員長	<p>では、第9号議案及び第10号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
	<p>&lt;なし&gt;</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第9号議案及び第10号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>全員挙手 (原案可決)</p>
委員長	<p>第9号議案及び第10号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、在外選挙人名簿に関する第11号議案、第12号議案でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、まず第11号議案「在外選挙人名簿の登録について」</p>

	<p>ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の6第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、所定の手続きにより在外選挙人名簿への登録申請をした方が、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有する場合は、遅滞なく当該申請した方を在外選挙人名簿に登録しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、1名の方から登録申請があり、それぞれ最終住所地と本籍地を確認しましたところ、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有すると認められましたので、名簿に登録しようとするものでございます。</p> <p>次に第12号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明いたします。公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を喪失したとき、又は国内の市町村に転入して4か月を経過したときなどは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、2名の方が、国内に転入して4か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>また、参考としまして、在外選挙人の登録を行いました直前の6月1日時点の登録者数、今回、9月1日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。全体では、今回登録する1名の方が増え、2名の方が減りますので、37名の方が在外選挙人名簿に登録されていることとなります。</p> <p>第11号議案及び第12号議案の説明は以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、第11号議案及び第12号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>

	<p>&lt;なし&gt;</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第11号議案及び第12号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第11号議案及び第12号議案は可決されました。</p> <p>続きまして第13号議案について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第13号議案「裁判員候補者の予定者の選定について」 ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、裁判員の参加する刑事裁判に関する 法律第21条第1項の規定に基づき、地方裁判所から通知のあ った員数を、選挙人名簿に登録されている者の中から、裁判員 候補者の予定者としてくじで選び、同法第22条の規定に基づ き、10月15日までに地方裁判所へ裁判員候補者予定者名簿 を送付しようとするものでございます。</p> <p>なお、本市で選定する員数につきましては、通知において、 209名が割り当てられております。</p> <p>裁判員候補者の予定者の選定方法についてでございますが、 くじの母体となる選挙人名簿につきましては、さきほど登録を 行った平成29年9月1日定時登録の名簿を用いることとし</p>

	<p>ます。</p> <p>また、公職選挙法第11条第1項若しくは第252条または政治資金規正法第28条の規定に基づく失権者は、くじを行う前に除外するものとします。</p> <p>次に、くじの方法についてですが、裁判員候補者の予定者の選定にあたっては、最高裁判所から提供された名簿調製プログラムを用いて、くじを行おうとするものでございます。</p> <p>あらかじめ、こちらのパソコンに9月1日の定時登録における選挙人名簿から失権者を除いたデータが用意してありますので、この選定方法についてご承認いただけましたら、早速、選定を行いたいと思います。</p> <p>第13号議案の説明は、以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第13号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員長	<p>ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第13号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第13号議案は可決されました。</p> <p>では、ご承認いただきましたので、早速くじを行いたいと思います。</p> <p>パソコンの前に移動し、くじを行う。</p>

	<p>※ 選定された候補者予定者の一覧をプリンターで打ち出し、各委員に確認してもらう。</p>
事務局	<p>では、本日選定されました裁判員候補者予定者の名簿につきましては、この後、事務局において名簿調製プログラムを使い、データを暗号化して、名古屋地方裁判所に送付することといたします。</p> <p>第13号議案につきましては、以上でございます。</p>
委員長	<p>では、続きまして第14号議案について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第14号議案「検察審査員候補者の予定者の選定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、検察審査会法第10条第1項の規定に基づき、検察審査会から通知のあった員数を、選挙人名簿に登録されている者の中から、検察審査員候補者の予定者としてくじで選び、同法第11条の規定に基づき、10月15日までに検察審査会へ検察審査員候補者予定者名簿を送付しようとするものでございます。</p> <p>なお、選定する員数につきましては、通知において、名古屋第一検察審査会及び名古屋第二検察審査会ともに、それぞれ第1群3名、第2群2名、第3群2名、第4群2名の合計9名が割り当てられておりますので、それぞれの検察審査会ごとにくじを行うこととします。</p> <p>検察審査員候補者の予定者の選定につきましても、先の議案と同様に名簿調製プログラムを用いて、くじを行おうとするも</p>



	<p>のでございます。</p> <p>まず、くじの母体となる選挙人名簿につきましては、先ほどの議案と同様に9月1日定時登録の名簿を用いることとし、失権者は、くじを行う前に除外するものとします</p> <p>次にくじの方法についてですが、名簿調製プログラムのくじ機能を用いて、まず名古屋第一検察審査会の第1群から第4群までの合計数9名を1回のくじで選定し、次に名古屋第二検察審査会の第1群から第4群までの合計数9名を同じく1回のくじで選定することとします。</p> <p>また、各群の割当につきましては、名簿の上位の者から順に、各群の割当員数に応じて、第1群から第4群までの候補者予定者とします。</p> <p>なお、先ほどの議案と同様に、この選定方法について承認いただけましたら、早速、選定を行いたいと思います。</p> <p>第14号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第14号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
	<p>&lt;なし&gt;</p>
委員長	<p>ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第14号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>

<p>委員長</p>	<p>第14号議案は可決されました。</p> <p>では、ご承認いただきましたので、早速くじを行いたいと思います。</p> <p>パソコンの前に移動し、くじを行う。</p> <p>※ 選定された候補者予定者の一覧をプリンターで打ち出し、各委員に確認してもらおう。</p>
<p>事務局</p>	<p>では、本日選定されました検察審査員候補者予定者の名簿につきましては、この後、事務局において名簿調製プログラムを使いデータを暗号化して、名古屋第一検察審査会に送付することといたします。</p> <p>第14号議案につきましては、以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>続きまして規程の改正についてですが、第15号議案及び第16号議案は関連がありますので、事務局より一括して説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、第15号議案「尾張旭市公職選挙管理規程の一部改正について」及び第16号議案「尾張旭市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場に関する規程の一部改正について」ご説明いたします。</p> <p>共に、平成29年7月14日に公布、平成29年7月16日に施行されました公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院合同開票区に関する条文が新設されましたので、規程中で引用しています公職選挙法施行令第92条第10項が繰り下がっ</p>

	<p>て、第92条第11項となっております。</p> <p>そのため、各規程中の「第92条第10項」を「第92条第11項」に修正しようとするものでございます。</p> <p>第15号議案及び第16号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第15号議案及び第16号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>&lt;なし&gt;</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第15号議案及び第16号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第15号議案及び第16号議案は可決されました。</p> <p>本日の議題は、これですべて終了しましたが、その他ということで事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>愛知県各市選挙管理委員会連合会から、規約の改正について依頼がありましたので、説明させていただきます。</p> <p>別紙資料のとおり、規約にあります1市あたりの負担金の額を、「7,000円」から「6,000円」に改正することに</p>

	<p>ついて、選挙管理委員会に諮ったうえで回答することとなっております。</p> <p>賛成が半数を超える場合は、来年度の定例会で規約改正の議案が提出される模様です。特に御意見がなければ、提案通り了承すると回答させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
	<p>&lt;なし&gt;</p>
事務局	<p>それでは、提案通り了承するとして、事務局から回答させていただきます。</p> <p>次に、公職選挙法の一部改正に伴い、指定都市以外の市の議会の議員の選挙にあつて、ビラを頒布ができるものとされ、条例で定めるところにより、ビラ作成について無料にすることができるようになりました。それを受けて、本市も必要な事務を進めていきますので御承知置きください。</p> <p>○ 次回日程</p> <p>平成29年12月1日（金）午前10時から</p> <p>於：302会議室</p>
委員長	<p>本日の議題は、これですべて終了いたしましたので選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>